

### 3 資産管理事務

#### (3) 不適切な資産管理

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課 成長産業振興室 新エネルギー産業課  環境農林水産部 水産課 中央卸売市場（2件）  都市整備部 港湾局	≪商工労働部 中小企業支援室ものづくり支援課≫ テクスピア大阪（泉大津市）に関わる府有財産の異動について、公有財産管理の決裁は行われていたが、公有財産管理台帳システムへの登録事務が適正に行われていなかった。 (1) 土地の用途廃止の登録 (2) 土地の貸付情報登録 (3) 入居4団体への貸付終了の登録（異動登録）  平成24年4月1日 産業技術総合研究所から商工振興室に所属替え（土地・建物） 平成24年6月26日 用途廃止 平成24年11月1日 建物売却（泉大津市） 土地貸付（泉大津市）  テクスピア大阪 所在 泉大津市旭町22-45 土地 8,258.13㎡（府有地） 建物 延床面積 13,401.86㎡ （府有部分 3,105.83㎡→泉大津市へ売却）	1 公有財産台帳システムに関する理解が不足し、適正なチェック機能が働いていなかったのは問題である。 2 担当者のみならず、決裁関与者を含めて公有財産管理事務のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい  【公有財産規則】 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【公有財産台帳処理要領】 第7条 2 部局長等は、システムを用いて、所管する財産の取得登録、異動登録、及び閉鎖登録を行い、所管財産の台帳を管理するものとする。 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。	部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。 併せて、財産活用課が実施した公有財産管理事務研修テキストや財産活用課の庁内ホームページの紹介を行ない、職員全員の意識向上を図った。
	≪商工労働部 成長産業振興室新エネルギー産業課≫ 1 重要物品である電気自動車急速充電装置5台については、平成22年3月31日に51,292,500円（国庫補助100%）で購入し、民間事業者の施設に設置している。  2 当該充電器の設置については、民間事業者の施設を無償で借り受け、日常の維持管理は民間事業者負担とする内容で「電気自動車用急速充電器の設置等に係る契約」を締結しているが、民間事業者からは定期的な維持管理状況の報告がなく、また、府として現物確認等を定期的に行っておらず、管理が十分とはいえない。	重要物品である電気自動車急速充電装置の設置場所の民間事業者から維持管理状況の報告を定期的に受けよう協議するとともに、定期的な現物確認等について検討されたい。	電気自動車急速充電装置の維持管理については、民間事業者から毎年度、翌年度の4月末日までに維持管理状況報告書を府に提出するよう、平成25年10月30日付けで文書により依頼した。また、府においても定期的（年2回程度）に現物確認等を行うこととし、本年1回目の現物確認等を10月末までに行った。

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
	<p>《環境農林水産部 水産課》          漁港管理事務所において、油流出事故が発生した際の対応設備として、オイルフェンス巻取機3台(5,850,000円)を設置し、油吸着マット(消耗品)を備蓄している。オイルフェンス巻取機は、一度も使用及び点検の実績がなく、使用可能かどうか定かでないままの状態となっている。          法定点検はなく、自主点検のルールもないため、財産的価値の有無も確認できていない。</p>	<p>事故のための設備が、実際の事故発生時に機能しないことは、危機管理上問題であり、早急に使用可能かどうかの点検を実施するとともに、メンテナンス・点検ルールを定め、公有財産の適切な管理に取り組みたい。</p>	<p>当該オイルフェンス巻取機について、専門業者による点検を行ったところ、ブレーキ、手動ウィンチ等は今後の使用が厳しく交換等を勧められているが、元々巻取機自体が手動であることから、これらの部位が故障しても、本体フレームを直接回転・停止させることが可能で、展張、巻き取りした結果、使用可能であると確認した。          今後の使用に当たっては、点検内容を定めた「オイルフェンス巻取機点検整備要領」(平成26年1月17日施行)に基づき点検整備を行うとともに、使用の状態を見ながら部品交換等の検討を行い、緊急時においても正常に作動できるよう適正管理に努めていく。</p>
	<p>《中央卸売市場》          平成24年度に固定資産の実地照合を実施したところ、「現物なし」若しくは「使用不可」とされたものが2,821,001円存在したが、予算計上されていなかったため、除却損の計上が行われていなかった。</p>	<p>予算策定時の検討・精査が不足しており、適切な会計処理に努められたい。</p>	<p>平成24年度に処理すべきだった除却損については、平成25年度の2月補正予算に計上した上で、会計処理を行った。          今後は、予算策定時に固定資産実査の結果を反映し、適切な会計処理に努める。</p>
	<p>《中央卸売市場》          機械・装置に関する固定資産台帳への登録金額に誤りがあった。          (1) 特別高圧受電設備の当年度末現在高が401,249,128円となっているが、本来は400,509,738円である。          (2) 中央監視設備の当年度末現在高が193,402,941円となっているが、本来は194,142,331円である。          ・ 固定資産台帳上、機械・装置に関する調の特別高圧受電設備と中央監視設備に金額の誤りが存在するが、貸借対照表金額に影響がない。          ・ 平成25年3月取得で平成25年度から減価償却するため、結果的に平成24年度の減価償却費にも影響はなかった。</p>	<p>本勘定に登録する金額を集計する際に誤りがあったため生じたものである。          起案者のみならず、決裁関係者を含めて台帳管理の周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p>	<p>特別高圧受変電設備及び中央監視設備に関する固定資産台帳の金額の誤りを修正した。          固定資産台帳へ金額を登録する際は、複数名で確認し、適切な台帳管理に努める。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
	<p>《都市整備部 港湾局》 過去に処分されて現存しない船舶（清掃船「しらさぎ」取得原価35,950,000円、簿価1円、平成5年度に処分済み）が、公有財産台帳に登載されていた。</p>	<p>1 現存しない資産が公有財産台帳に登載されたままとなっているため、資産保有の実態が適切に把握できていないのは問題であり、適切な資産管理及び正確な財務諸表作成のため、現存しない船舶に関する情報を公有財産台帳から削除されたい。</p> <p>2 公有財産台帳と現物の照合が適切に実施されていないのは問題であり、現物との差異を生じさせることのないよう適正に事務を執行されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> 第7条 2 部局長等は、システムを用いて、所管する財産の取得登録、異動登録、及び閉鎖登録を行い、所管財産の台帳を管理するものとする。</p> </div>	<p>1 公有財産台帳から存在しない船舶に関する情報を削除した。</p> <p>2 今後、保有資産を適切に把握するため、大阪府財務規則第88条による物品増減通知書を作成する際はもとより、適宜、公有財産台帳と現物の照合を行っていく。</p>